

新潟県林業・木材産業改善資金の基本的事項

◇ 基金の名称

新潟県林業・木材産業改善資金

◇ 基金の造成額（令和 8 年 3 月 31 日現在）

造成総額 265,919 千円

《内訳》

貸付勘定 264,450 千円

業務勘定 1,469 千円

◇ 貸付勘定の国費相当額（令和 8 年 3 月 31 日現在）

176,296 千円

◇ 貸付残高（令和 8 年 3 月 31 日現在）

72,324 千円

◇ 基金事業等の概要

林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等に対して、林業・木材産業の経営の改善、労働災害の防止、新たな経営の開始、新たな生産・販売方式の導入、林業労働に従事する者の安全衛生施設、福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を、県が無利子で貸し付けるもの。

◇ 申請方法

資金の貸し付けを受けようとする者は、貸付申請書に必要書類を添付し、直貸の場合は住所地を所管する地域振興局又は森林組合に、転貸の場合は融資機関に提出する。（新潟県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第 6 の 4 及び、第 18 の 1）

◇ 申込期限

貸付申請書等の提出期日は、5 月 1 日、7 月 1 日、9 月 1 日、11 月 1 日、2 月 1 日とする。（新潟県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第 6 の 3）